【別紙】

茨木市ふるさと寄附金推進業務委託公募型プロポーザル　審査基準及び配点

審査項目		審査基準	配点	委員配点
委員審査	企画提案内容	①寄附額向上及び寄附受入に係る経費の削減のために、実現可能な範囲で効果的な提案であったか。	125	25
		②定期的に返礼品提供事業者を訪問するなど、事業者に関する知見や関係性を深め、返礼品の開発・拡充が可能となる提案であったか。	125	25
		③本市の地域の特性を踏まえ、OEM事業者を含めた潜在的な返礼品提供事業者を発掘するための効果的な提案があるか。	75	15
		④ポータルサイトごとに分析を行い、各サイトの特徴に応じた寄附額を向上する戦略であるか。	75	15
		⑤返礼品提供事業者に対して説明会を実施する等、今後の制度改正への対応に工夫があるか。	50	10
		⑥目的を達成するための意欲が提案者のスタンスとして感じられるか。	50	10
		⑦イベントの実施等、ふるさと寄附金制度を通じてシティプロモーションに寄与しているか。	50	10
	小　計		**550**	**110**
事務局審査	業務実績	⑧同種業務の実績はあるか。	200	
	業務実施体制	⑨安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。	150	
	参考見積書	⑩下記の見積書審査基準により審査	100	
	小　計		**450**	**0**
合　　計			**1,000**	**110**

【第1次審査について】
企画提案者が5者以上の場合に行う書類審査における基準及び配点は次のとおりとする。
　＜審査基準及び配点＞
　　事務局審査　　上記表の事務局審査のとおり（計450点）

【最低基準】
合計点の6割を最低基準とする。 1,000点×60%＝600点
ただし、委員全員が0点とした項目がある場合は失格とする。

【事務局審査】
⑧同種業務の実績はあるか。

業務実績調書に記載の過去4年間（令和4年4月～令和8年3月（令和4年度～令和7年度））における同種業務の契約件数1件につき1点とする。ただし、令和5・6・7年度の寄附金額（1会計年度の総額）が前年度比150%以上伸ばしている案件は30点とする。
（ただし書き）
・契約期間が12か月以上の案件のみ実績として認める。
・複数年度に跨る契約の場合は1会計年度1件の実績として評価する（契約期間が12か月未満の年度分は評価しない）。
・比較対象となる前年度についても受託していること。また、その実績を業務実績調書に記載すること。
・点数は200点、件数は10件を上限とする。10件を超える契約実績がある場合は、最も点数が高くなる方法で申告することを認めるが、前年度比150%以上伸ばしているかどうかの判断は、業務実績調書の記載事項のみで判断する。
・令和4年度に受託していて、前年度から寄附額が150%以上伸ばしていても、1点とする。
・受託者が管理していないサイトの寄附額は含まないこととする。

（例）
発注者A市の寄附実績及び点数
令和4年4月～令和5年3月の寄附実績　1,000,000円　1点
令和5年4月～令和6年3月の寄附実績　1,500,000円　30点
令和6年4月～令和7年3月の寄附実績　3,000,000円　30点
令和7年4月～令和8年3月の寄附実績　3,000,000円　1点
発注者B市の寄附実績及び点数
令和6年4月～令和7年3月の寄附実績　3,000,000円　1点
令和7年4月～令和8年3月の寄附実績　5,000,000円　30点
※令和6年度は150%以上寄附額を伸ばしていたとしても、令和5年度は受託していないため、30点ではなく1点の加点対象となる。
計93点

⑨安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。専門性を有する従事者が配置されているか。

業務実施体制調書に記載の実務経験年数3年以上6年未満の従事者1人あたり5点、6年以上の従事者一人あたり10点とする。上限は150点とする。

⑩見積書審査基準

全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を100点とする。
2位以下については、下記の演算式によるものとする。
100点×（提案者のうちの最低見積金額/提案見積金額）
※小数点以下は四捨五入とする。